

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例		
主管課	税務課		
根拠法令等	関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成21年3月31日公布、同年4月1日施行）		
【改正の概要】			
「愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例」			
「愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例」			
「愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例」			
「愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例」の一部改正			
1	事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる特別償却設備の設置期限の延長		
	(1) 過疎：平成21年3月31日 ⇒ <u>平成22年3月31日</u> （現行の過疎法の期限まで）		
	(2) 企業：平成21年3月31日 ⇒ <u>平成23年3月31日</u> （不動産取得税のみ）		
2	事業税及び不動産取得税の不均一課税の対象となる特別償却設備の設置期限の延長		
	(1) 半島：平成21年3月31日 ⇒ <u>平成23年3月31日</u>		
	(2) 原発：平成21年3月31日 ⇒ <u>平成23年3月31日</u>		
3	不動産取得税の税率の特例の対象となる不動産の取得期限の延長（半島・原発）		
	・特別償却設備である家屋（100分の0.4）		
	・その敷地である土地（100分の0.3）		
	平成21年3月31日 ⇒ <u>平成23年3月31日</u>		
施行日	公布の日（適用 平成21年4月1日）		
【その他参考事項】			
○特別措置の概要（減収額の75%は、地方交付税で措置）			
1	「愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例」（事業税・不動産取得税）		
	「愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例」（不動産取得税）		
(1)	区域 過疎：17市町（松山市（旧中島町）、八幡浜市外）		
	企業：5地域（四国中央市全域、新居浜市・西条市全域外）		
(2)	対象となる特別償却設備		
	・業種 過疎：製造業、旅館業、ソフトウェア業、個人で行う畜産業及び水産業		
	企業：製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、自然科学研究所		
	・取得価額 過疎：2,700万円超		
	企業：農林漁業関連5,000万円超、農林漁業関連以外2億円超		
(3)	事業税の課税免除の期間 課税免除が最初に適用された年度以降3か年度		
2	「愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例」（事業税・不動産取得税）		
	「愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例」（ " " ）		
(1)	区域 半島：3市町（八幡浜市、西予市（旧三瓶町）、伊方町）		
	原発：2市町（八幡浜市（旧保内町）、伊方町）		
(2)	対象となる特別償却設備		
	・業種 半島：製造業、旅館業		
	原発：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業		
	（製造業以外にあっては、増加雇用者15人超）		
	・取得価額 2,700万円超		
(3)	税率		
	・事業税		・不動産取得税
	初年度	通常税率×0.5	通常税率の1/10
	2年度	" 0.75	〔家屋（特別償却設備） 0.4%〕
	3年度	" 0.875	